

学校・警察 相互連絡制度の概要

平成 21 年 4 月 1 日から運用開始

本制度は、児童生徒の非行の防止と問題行動の解決について、学校と警察が連携を密にして対応することにより、児童生徒の健全育成を図ることを目的として平成 21 年 4 月 1 日から運用されています。

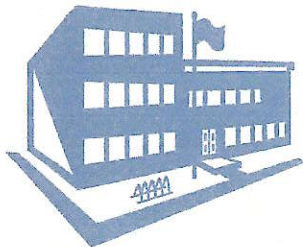
背景



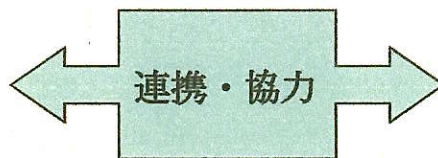
少年非行が深刻化し、凶悪化・低年齢化の傾向にあることに加え、高度情報化社会の進展に伴い、新たな児童生徒に関する問題が起こっています。児童生徒の非行や問題行動は、早期発見・早期対応が重要であるため、学校と警察が児童生徒の健全育成を担う最前線の機関として、情報交換・連携を一層充実させることが求められています。

目的

児童生徒の非行の防止・問題行動の解決について、学校と警察がそれぞれの役割を果たしながら、相互に理解を深め、連携を密にして対応することにより、児童生徒の健全育成を図ることを目的としています。



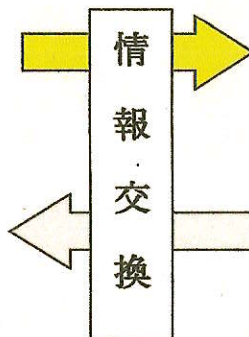
学 校



警察署

学校が把握した児童生徒の非行や問題行動のうち、校長が警察署との連携が必要であると認める事案（犯罪性があり、学校の再三の指導にもかかわらず、指導に従わず解決できない事案など）。

※ 基本は、学校と保護者の協力により解決する。



- 1 警察が取り扱った非行事案（犯罪行為全般）
- 2 その他刑罰法令に触れる事案やそのおそれがある事案
- 3 飲酒、喫煙、深夜徘徊などを繰り返す場合

※ 該当する全ての事案が連絡されるわけではない。

通学費の補助について（お知らせ）

長崎市では、公共交通機関又は自家用車による通学を学校長の許可を得て通学している児童・生徒の保護者に対し通学費の補助を行っています。

○ 補助の対象となる通学距離と補助の割合など

（補助の対象となる通学距離と補助の割合などは変更になる場合があります。）

通学距離の要件			補助割合	支給額の
公共交通 機関利用	小学校	2 km以上 4 km未満	運賃の 1/2	定期券代（学生） 相当額を上限とし て、運賃実費を支給
		4 km以上	運賃の全額	
	中学校	3 km以上 6 km未満	運賃の 1/2	
		6 km以上	運賃の全額	
自家用車 送迎	小学校 2 km以上、中学校 3 km 以上で、公共交通機関がない など、やむを得ず自家用車で 送迎する場合		ガソリン代相当分の 1/2 または全額 （通学距離に対する 割合は、公共交通機 関利用と同じ）	ガソリン代相当額 （長崎市が定めたガ ソリン単価などで計 算）

※通学距離は、自宅から学校までの徒歩経路（片道）になります。

※指定学校変更通学や区域外通学の場合は、原則、補助の対象外です。

※令和 6 年度から、指定学校の変更のうち、距離要件による合理的理由又はやむを得ない理由により指定学校の変更を教育委員会が認めたものについては、補助金の交付対象となります。

○ 公共交通機関を利用する場合

定期券または IC カード（エヌタス T カード、nimoca 等）を用意してください。現金や回数券を利用されている場合は、バス利用の確認ができませんので、補助を受けることができません。

※IC カード利用者は、常態（継続的）として利用しているかたのみ対象とします。

※nimoca で長崎バス利用の場合、定期券の写し等が必要となります。（詳細は別紙参照）

○ 補助の申請時期と補助金の振り込み

申請書の配布や申請方法につきましては、4 月以降に学校を通じて改めてお知らせいたします。

補助金の振り込みは、年 3 回（9 月・2 月・翌年 4 月）に分けて行います。

※ご不明な点がございましたら、通学先の学校または下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】教育委員会総務課助成係

電話（代表）822-8888 （内線）4064、4072

長崎市教育委員会総務課からのお知らせ

学校徴収金について

学校徴収金とは、長崎市立の小中学校でのお子様の活動に必要な経費のうち、教材購入やスポーツ振興センター掛金など、保護者の皆様にご負担いただく費用のことです。これらの学校徴収金について、保護者の皆様の利便性向上及び教職員の負担軽減のため、令和7年度からは長崎市教育委員会に口座振替（引き落とし）により納入していただくこととなります。

口座振替のお手続きについては、給食費と一括して「口座振替依頼書/自動払込利用申込書」によりお申し込みをお願いします。

また、学校徴収金のうち一部は引き続き学校での集金も行われます。学校徴収金の対象とならないものの例としては、全員が購入するものではない金額に個人差がある裁縫道具、リコーダー等です。

○ 口座振替（引き落とし）の対象

金額が確定していて、学年で一律に負担する経費

例：補助教材（ワークやテスト代等）、スポーツ振興センター掛金（550円）等

※対象とならないもの（学校集金）：実習教材費（リコーダー、裁縫道具等）、修学旅行費、体育実技用具等

○ 口座振替を行う口座・必要な手続き

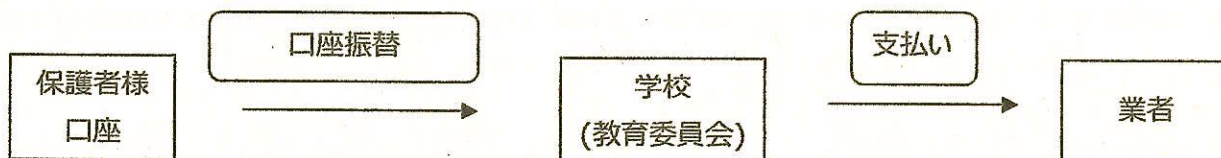
- ・ 振 替 口 座 学校給食費と同一の振替口座
- ・ 必要な手続き 「口座振替依頼書/自動払込利用申込書」を金融機関へ提出

※口座振替を希望されない場合は納付書（手数料は保護者負担）もしくは現金でのお支払いになります。

○ 口座振替の開始時期・実施回数

- ・ 開 始 時 期 令和7年4月から運用開始
- ・ 実 施 回 数 年2回

※ただし、口座振替の登録をしていない場合や口座振替ができなかった場合は、教育委員会が発行する納付書による金融機関での支払い（手数料は保護者負担）、もしくは現金払い（学校集金）となります。



○ Q&A

Q1 学校徴収金の口座を登録しないとどうなりますか。

A1 学校徴収金の口座登録は原則必須になります。ただし、口座登録ができない場合等は、教育委員会が発行する納付書での支払い（手数料は保護者負担）となります。または学校での集金になります。

Q2 残高不足等で口座振替ができなかった場合はどうなりますか。

A2 口座振替ができなかった場合は、金融機関でお支払いいただける納付書をお渡します。または学校での集金になります。

Q3 生活保護・就学援助を受給していますが、学校徴収金に関する手続きは必要ですか。

A3 一時的に全てのお子様にご負担いただく経費であるため、口座の登録手続きをしていただく必要があります。

Q4 学校徴収金について、学校給食費の振替口座と異なる口座にすることは可能ですか。

A4 異なる口座にすることはできません。

【お問い合わせ先】

長崎市教育委員会総務課助成係

電話 095-822-8888

内線 4064、4072

山里小学校の特別支援教育について

～子どもたち一人一人にあったサポートを目指して～

特別支援教育とは…

学校全体で、特別支援学級はもちろん、通常学級に在籍する生活や学習上の支援の必要な子どもたちに対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導、支援を行うというものです。

特別支援教育は、すべての子どもたちが個人の能力を発揮しつつ、自立し、支え合う社会の実現を目指しています。特別支援教育の充実が、子どもたちの確かな学力の向上や、豊かな心の育成につながると考えています。

山里小学校の特別支援教育

学校全体

○毎月、全職員で児童理解のための情報交換会を行います。

○校内支援委員会を組織し、支援の必要な児童の状況を把握し、対応や方法を話し合います。

○特別支援コーディネーターを中心に、校内における支援方法の具現化、外部機関との連携などを行います。

※①

※②

※①

特別支援学級

<やまばと・きじばと学級（自閉症・情緒）>

<ひばり学級・うぐいす学級（知的）>

<つる学級（病弱児）>

○在籍児に対して個に応じた指導を目指しています。

○通常学級との交流学习を行っています。

○市内の特別支援学級や山里中との交流活動を行っています。

○通常学級へ資料や教材の提供を行っています。

○通常学級の児童に対して必要に応じて支援を行っています。

交流学习
共同学習

通常学級

○子どもの特性の理解に努め、個に応じた支援を目指しています。

○板書や教室環境を工夫して、子どもたちが学習しやすい環境づくりを心がけています。

○少人数指導やTT（チームティーチング）等によって、より個別的な指導ができるようにしています。また、必要に応じて個別指導教室（けやきルーム）で個別の学習支援指導を行っています。

連携

連携

通級指導教室 <つばめ教室>

○個別の支援が必要な通常学級の子どもに、週に1回から2回個別・小集団の指導を行います。

○子ども一人一人の特性やニーズに合った指導を行います。

○在籍学級との連携に努め、担任の先生と情報交換を行っています。

○通常学級の子どもたちの教育相談も行っています。

※②

外部の機関との連携

巡回相談：子どもの発達や指導法について専門家が来校し、教師や保護者の相談にのってくれます。
通級指導教室（きこえとことば）：諏訪小にあります。きこえやことばの発達などでのサポートを受けることができます。

特別支援学校：子どもの発達や特性を調べてもらい、指導法などについてのアドバイスをを受けたり、相談したりすることができます。

医療・福祉機関ハートセンター等と連絡を取り合いながら、子どもの特性に応じた指導ができるようにしていきます。